

羽島市新庁舎建設工事設計業務委託 提出書類作成要領

【代表企業参加意向申出書】

1 代表企業参加意向申出書の作成要領

参加意向申出書の様式は、別添書式（様式第 1-1、2、3-1、4～ 6号、A4 判）に示されるとおりとする。

2 代表企業参加意向申出書の作成及び記載上の留意事項 (様式第1-1号)

提出者には会社印及び代表者印を押印する。

(様式第2号)

① 事務所の同種業務及び類似業務の実績等

平成18年4月以降に単体企業又は共同企業体の代表構成員として、次のいずれかの新築工事に係る基本設計又は実施設計業務を元請で受託し、公告日現在において当該設計業務が完了している業務とする。

ア 同種業務

延床面積8,000㎡以上の国又は地方公共団体の庁舎（執務室及び窓口を主としたもの）

イ 類似業務

延床面積8,000㎡以上の国土交通省告示第15号（平成21年1月7日）別添2による類型4（業務施設）の第1類（事務所等）又は第2類（銀行、本社ビル、庁舎等）の建物

記載にあたっては以下の事項に留意すること。

該当する平成18年4月以降の業務実績について、以下の項目を記載する。

- ・業務名
- ・発注者
- ・受注形態

単独、設計企業共同体の別を記載する。共同体の場合は他の構成員を括弧内に記載すること。

- ・施設概要

対象施設の施設用途及び規模、構造、施設完成年月を記載する。

- ・設計業務完了年月

※記載する件数は5件（うち同種業務の実績を2件以上。）とするが、同種業務及び類似業務の実績が5件を超える場合は履行期間の終期が最も遅いものから順に記入し、5件に満たない場合は実績のある業務のみを記入して後は空欄とする。なお、記載した業務については契約書の写しを提出すること。

② 事務所の同種業務及び類似業務の添付資料

事務所の同種業務及び類似業務の実績について、契約書（鑑）の写し、業務の完了が確認できる資料の写し、設計コンセプトがわかるもの、施設の概要が確認できる図面（配置図、主要階平面図各1点。）、写真（内観、外観各1点。）等を添付すること。なお、写真はカラーコピーとしても良い。

(様式第3-1号)

① 事務所の実施体制

事務所の実施体制については、参加意向申出書を提出する事務所の技術職員数及び資格を記載する。

(様式第4号、第5号)

管理技術者（様式第4号）、記載を求める各主任担当技術者（様式第5号、各主任担当技術者ごと）について、下記に従い記載する。

① 氏名

担当技術者の氏名を記載する。

② 生年月日

担当技術者の生年月日及び年齢（提出時現在）を記載する。

③ 所属・役職

所属、役職担当技術者の所属する組織及び役職を記載する。

④ 保有資格等

担当技術者の保有する資格のうち当該分野の資格を記入する。なお、資格を証明できるものの写しを添付すること。

⑤ 業務実績

平成18年4月以降に携わった、次のいずれかの新築工事に係る基本設計又は実施設計業務のうち、公告日現在において当該設計業務が完了している業務を記載する。

ア 同種業務

延床面積ができるだけ大きな、国又は地方公共団体の庁舎（執務室及び窓口を主としたもの）

イ 類似業務

延床面積ができるだけ大きな、国土交通省告示第15号（平成21年1月7日）別添2による類型4（業務施設）の第1類（事務所等）又は第2類（銀行、本社ビル、庁舎等）の建物

※ 記載する件数は3件とするが、同種業務及び類似業務の実績が3件に満たない場合は実績のある業務のみを記入して後は空欄とする。なお、記載した業務については契約書の写しを提出すること。

・業務名

・発注者

再委託を受けた業務の場合、契約相手方を記載し、（ ）内に事業主を記載すること。

・受注形態

単独、設計企業共同体または協力（協力事務所としての参画）の別を記載する。共同体または協力の場合は他の構成員を括弧内に記載すること。

・業務概要

対象施設の施設用途及び規模・構造を記載する。あわせて関わった分担業務分野 及び立場（管理技術者、主任担当技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場）を記載する。

・施設完成年月

⑥ 手持ち業務の状況

公告日現在における手持ちの設計業務（特定後未契約の設計業務も含む。）または予定の設計業務について、以下の項目を記載する。ただし、工事監理業務は除く。なお、記載する

件数は3件とするが、手持ちの設計業務の件数が3件を超える場合は履行期間の終期が最も遅いものから順に記入し、3件に満たない場合は手持ちの設計業務のみを記入して後は空欄とすること。

- ・業務名
- ・発注者

再委託を受けている業務の場合、契約相手方を記載し、() 内に事業主を記載する。

- ・受注形態

単独、設計企業共同体または協力（協力事務所としての参画）の別を記載する。共同体または協力の場合は他の構成員を括弧内に記載すること。

- ・業務概要

対象施設の施設用途及び規模、構造を記載する。あわせて関わっている分担業務分野及び立場（管理技術者、主任担当技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場）を記載する。

- ・履行期間

- ⑦ 本業務への専任

本業務への専任の可否について、いずれかを○で囲む。

- ⑧ 業務実績の添付資料

業務実績のうち1件について、写真（外観、内観各1点）、図面（配置図、主要階平面図各1点。なお、A3以下に縮小すること。）を添付すること。なお、写真はカラーコピーとしても良い。

(様式第6号)

代表企業となった場合に組成することとなる設計企業共同体における市内企業の出資比率の下限値を記載する。

3 添付書類

その他下記書類を各2部添付するものとする。

- ① 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていることを証する書類
- ② 参加意向申出書に記載した各技術者の一級建築士、構造設計一級建築士および設備設計一級建築士免許証の写し
- ③ 参加意向申出書に記載した各技術者の資格（一級建築士、構造設計一級建築士および設備設計一級建築士）の免許証の写し
- ④ 雇用を証明する資料（労働者名簿もしくは雇用保険）の写し

4 参加意向申出書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

【企画提案書】

1 企画提案書作成上の基本事項

プロポーザルは基本構想・基本計画策定業務及び基本設計・実施設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、特に指示のない限り当該業務の具体的な内容や成果品の一部(図面、模型写真、透視図等)の作成や提出を求めるものではない。具体的な設計作業は、契約後に企画提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議の上開始することとする。本要請書において記載した事項以外の内容を含む企画提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

2 企画提案書の作成方法

企画提案書の様式は、別添書式(様式第7号, 第7-1号～7-5号)に示されるとおりとする。

3 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

(様式第7-1～第7-5号)

「業務に対する取組姿勢及び実施体制」、「市民の意見の聴取方法」、「総合窓口のあり方、事務効率向上のための執務空間のあり方」、「現敷地内での建設方針」及び「環境負荷低減及び建築コスト削減等に配慮した建築計画」について、特に重視する設計上の配慮事項、その他の業務実施上の配慮事項等を簡潔に記述する。

1テーマにつきA3ヨコ1枚にまとめること。なお、記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

- (ア) 提案は、文章とそれを補完するイメージ図等で表現し、基本的考え方を簡潔に記述すること。ただし、具体的な建物の設計またはこれに類するものに基づいた表現をしてはならない。
- (イ) 特に指示のない限り、具体的な設計図、模型(模型写真を含む。)、透視図等(コンピューターグラフィックスによるものを含む。)は要求しない。
- (ウ) 提出者(協力事務所を含む)を特定することができる内容の記述(具体的な社名等)を記載してはならない。

4 企画提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

5 見積書

見積書(任意様式とする。)を添付すること。提出者を明記して捺印の上、あて先は、羽島市長とする。記載内容については、**総額及び各業務(①基本構想・基本計画、②基本設計、③実施設計)の内訳**を示すこと。なお、見積者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100/108に相当する金額を記載すること。

【市内企業参加意向申出書】

1 市内企業参加意向申出書の作成要領

参加意向申出書の様式は、別添書式（様式第1-2、3-2号、A4判）に示されるとおりとする。

2 市内企業参加意向申出書の作成及び記載上の留意事項

（様式第1-2、3-2号）

① 提出者

提出者の会社の名称および代表者名を記載し、押印する。

② 会社の所在

提出者の会社の住所、電話番号、FAX 番号、E-mailアドレスを記載する。

③ 事務所登録

建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所としての登録事項を記載する。

④ 事務所所属の一級建築士

事務所所属の一級建築士について、氏名、一級建築士登録番号及び登録年月日を記載する。

⑤ 常勤職員数

常勤職員数を技術職員、事務職員、その他に分類して記入する。

3 添付資料

下記の書類を各2部添付するものとする。

- ① 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていることを証する書類
- ② 参加意向申出書に記載した一級建築士の免許証の写し
- ③ 一級建築士の雇用を証明する資料（労働者名簿もしくは雇用保険）の写し

4 参加意向申出書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。